〈 令和7年 6月 18日 現在 〉

1 通所介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 豊 生 会
代表者名	理事長 石 村 光 宏
所在地・連絡先	(住 所) 熊本県宇城市豊野町糸石2513番地
	(電 話) 0964-45-3755 (FAX) 0964-45-2939

2 事業の概要

(1) 事業者名称及び事業所番号等

事 業 所 名	デイサービスセンターてまり
所在地・連絡先	(住所) 熊本県菊池郡菊陽町津久礼字石坂2263番地3
	(電話) 096-232-5888
	(FAX) 096-232-1666
事業所番号	熊本県指定第 4372601916 号
開設年月日	平成 26年 7月 1日
管 理 者の氏名	石村 謙伍
利 用 定 員	30 名

(2) 事業所の職員体制

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	17.12 411 (11.4			
	人 数	区	分	
職員の職種	(人)	常勤(人)	非常勤	職務の内容
			(人)	
管 理 者	1	1		運営管理 (兼務)
生活相談員	2	1	1	日常生活の相談に、適宜支援する
介護職員	5	3	2	日常生活上の介護並びに健康保
				持のための相談・助言を行う
看護職員	2	1	1	健康管理や療養上の世話、また日
	_	_	_	常上の介護・介助も行う
機能訓練指導員	2	1	1	身体的、心理的機能訓練の指導、
	_	_	_	助言を行う

(3) 職員の勤務体制

職員の職種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 1名
	常勤で勤務
生 活 相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 1名
	常勤で勤務
介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日勤 (8:30~ 17:30) 4名
看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日勤 (8:30~ 17:30) 1名
機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日勤 (8:30~ 17:30) 1名

(4) 事業の実施地域

実施地域	熊本市、	菊池市、	大津町、	菊陽町、	合志市、	益城町、	西原村
	地域とす	-る					

※上記地域以外でも、ご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	月曜日 ~ 土曜日
営 業 時 間	午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前9時00分~午後5時00分

営業をしない日	日曜日

3 サービスの内容と利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。 当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス(契約書第4条参照)

■以下のサービスについては、食費を除き通常9割(所得に応じて8割・7割の方有り)が介護保険から給付されます。

ア サービス内容

種類	内	容
	(食事時間)	
食 事	昼食 12:00~13:	0 0
	おやつ 15:00~15:	3 0
	管理栄養士の立てる献立君	長により、栄養とご利用者の
	身体状況に配慮した食事を携	是供します。
	※食事サービスのご利用は作	任意です。
	入浴又は清拭を行います。	
入浴	寝たきり等で座位が取れた	よい方は、機械を用いての入
	浴も可能です。	
	※入浴サービスのご利用は作	
排 泄		適切な排泄介助を行うととも
	に、排泄の自立についても通	
機能訓練		川用者の状況に配慮した機能
	訓練を行い、身体機能の低了	
	<当事業所の保有するリハビリ器具	
		平行棒 1台
	上肢運動器 1台	
生活指導	ご利用者の生活面での指導	享・援助を行います。
	各種レクリエーションを行	テいます。
健康チェック	血圧測定等ご利用者の全身	水態の把握を行います。
相談及び援助	ご利用者とその家族からの	つご相談に応じます。
送迎	ご自宅から事業所までの過	送迎を行います。
	※送迎サービスのご利用は信	£意です。

イ サービス利用料金(1日あたり)

下記の料金表によって、利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事にかかる標準自己負担額の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の介護度に応じて異なります。)

(1) 介護保険の基準サービス

利用料金表① 基本料金(1割負担の場合)

		所	要時	間	
介護度	3 時間以上~	4 時間以上~	5 時間以上~	6 時間以上~	7時間以上~
	4 時間未満	5 時間未満	6 時間未満	7 時間未満	8 時間未満
要介護 1	370 円	388 円	570 円	584 円	658 円
要介護 2	423 円	444 円	673 円	689 円	777 円
要介護 3	479 円	502 円	777 円	796 円	900 円
要介護 4	533 円	560 円	880 円	901 円	1,023 円
要介護 5	588 円	617 円	984 円	1,008 円	1,148 円

利用料金表② 加算

項目	加算額	自己負担額
個別機能訓練加算 (I -イ)	560 円	56 円
入浴介助加算	400 円	40 円
サービス提供体制加算Ⅲ	60 円	6 円

利用料金表③ 選択的加算

項目	加算額	自己負担額
栄養改善加算	1500 円	150 円
口腔機能向上加算	1500 円	150 円

※いずれも月2回まで・原則3ヶ月

利用料金表④ 介護職員処遇改善加算

項目	加 算 額
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	各種加算減算に加えて算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数

※介護報酬改伴い、年間所得収入額が一定の基準を上回る方は 今後利用料金のご負担が増える場合がございますので併せてご了承ください。

(2) 介護保険の基準外サービス

利用料金表⑤ 食費

(3) 合計利用料金

☆①②⑤の合計金額が下記の料金表になります。(介護保険1割負担1回の利用)

		所	要時	間	
介護度	3 時間以上~	4 時間以上~	5 時間以上~	6 時間以上~	7時間以上~
	4 時間未満	5 時間未満	6 時間未満	7 時間未満	8 時間未満
要介護 1	1,022 円	1,040 円	1,222 円	1,236 円	1,310 円
要介護 2	1,075 円	1,096 円	1,325 円	1,341 円	1,429 円
要介護 3	1,131 円	1,154 円	1,429 円	1,448 円	1,552 円
要介護 4	1,185 円	1,212 円	1,532 円	1,553 円	1,675 円
要介護 5	1,240 円	1,269 円	1,636 円	1,660 円	1,800 円

- ※③の選択的加算は、ご利用者に実施した場合に加算します。
- ※④の処遇改善加算は、利用単位ごとに変わります。
- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の 全額をいったんお支払いいただきます。 要介護認定を受けた後、自己負担 額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。 償還払いとなる 場合、ご利用者が介護保険給付の申請手続きを行うため必要となる事項を記 載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご 利用者の負担額を変更します。

(4) その他の介護保険の基準外サービス

- ①特別な食事(献立以外にご利用者が希望した食事)
- ②おむつ代 尿取パッド 50円 紙パンツ 100円
- ③レクリエーション・クラブ活動等に使用した材料費等
 - ・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していた だくことができます。
- ④日常生活上必要となる諸費用
- ・日常生活用品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご 利用者にご負担していただくことが適当であるものにかかる費用をご負 担いただきます。

⑤交通費

・通常の事業の実施地域を越えた地点から往復1キロメートルにつき20円をご負担いただきます。

⑥その他

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、 ご利用者の負担額を変更します。

また、経済状況の著しい変化やその他やむをえない事由がある場合 相当な額に変更することがあります。

その場合、事前に、変更内容と変更する事由について、変更を行う2 ヶ月前までにご説明します。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、デイサービスの利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
- ② 利用予定の前日までにお申し出がない場合、取り消し料金として下記の料金をお支払いいただくことがあります。
- ※ただし、ご利用者の病状など、緊急やむを得ない事情がある場合には、 この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	・当日の利用料金(自己
	負担分)
	・食費

- * サービス利用の変更・追加の申し出に対して、他のデイサービス利用者の 状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他 の利用可能な日時をご利用者に提示して協議します。
- * ご利用者が、サービスを利用している期間中でも利用を中止できます。 その場合は、すでに実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいた だきます。

4 利用料金等のお支払い方法

前記(1) \sim (5) の料金・費用は 1_{f} 月ごとに計算・請求しますので請求月の末日までには、以下のいずれかの方法でお支払いください。

ただし、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に 基づいて計算した金額とします。

ア 金融機関口座からの引き落とし

ご利用できる金融機関:銀行、郵便局、農協

イ 指定口座への振込み :肥後銀行

ウ 窓口での現金払い(営業時間内にお願いします。)

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の援助およ び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的な孤立感および心身機 能の維持並びにご利用者家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

(2) 運営方針

- ① 本事業所において提供する通所介護サービスは、介護保険法並び に関係する厚生労働省令、告示等の趣旨および内容に沿ったものと する。
- ② 本事業所の職員は、要支援、要介護者等のご利用者の人格を尊重し心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介助等日常生活上必要な介護および機能訓練を行う。
- ③ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- ④ サービス提供に当たっては、ご利用者本人並びに他の利用者の身体・生命および財産の保護のため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為を行わない。

ただし、やむを得ず身体拘束その他の行動を制限する行為を行う 場合には、最小限度とし、記録を残すものとする。

- ⑤ 事業の実施に当たっては、関係市町村および地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものと総合的なサービスの提供に努めるため常時連携を図るものとする。
- ⑥ 事業所は、正当な理由なく通所介護サービスの提供を拒否しない。
- ⑦ サービス提供開始時の利用申込者およびその家族に対しては、運営規程など重要事項を文書で交付し、説明し書面で同意を得る。
- ⑧ 本事業所は、自らその提供する通所介護サービスの質の評価を行い常にその改善を行う。
- ⑨ 本事業所の職員は、介護・看護に関する技術、知識向上のため事業 所内外の研修等に積極的に取り組むものとする。

(3) その他

事項	内 容
通所介護計画の作成および	当事業所のスタッフがご利用者の直面している課
事後評価	題等を評価し、ご利用者の希望を踏まえて、通所介
	護計画を作成します。
	また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、
	その結果を書面(サービス報告書)に記載してご利
	用者に説明の上交付します。
職員研修	毎月の事業所内研修とともに、県老施協等の主催
	する諸研修に積極的に派遣する。

6 サービス内容に関する苦情等の相談窓口

(1) 当施設

ご利用者相談窓口		括相談員 醒日~土曜日(8:30~17:30) 管理者 石村 謙伍
	・ご利用方法	電話(096-232-5888) 面接(当事業所相談室) 苦情箱(玄関に設置)

	第三者委員 浦上 城治	
事業所に相談し、難しい時	電話 (0964-45-2222)	
は直接第三者委員に		
相談できます。	戸内 三喜	
	電話 (090-5289-3939)	

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

(=) 14/24/24/1 4 1—1	1142 4.7 4.74.4
菊陽町役場	・所在地 菊池郡菊陽町久保田 2800
	・電話 096-232-2111 FAX 096-232-4923
	・受付時間・月曜日~金曜日(8:30~17:15)
	※その他、住所地の市役所等の介護保険担当窓口
熊本県国民健康保険団体連	・所在地 熊本市東区健軍2丁目4-10 (熊本県市町村自
合会	自会館)
	・電話 096-214-1101 FAX096-214-1105
	・受付時間・月曜日~金曜日(8:30~17:00)
熊本県福祉サービス運営適	・熊本市中央区南千反畑町3-7(総合福祉センター内)
正化委員会(熊本県社会福祉	・電話 096-324-5471 FAX096-355-5440
協議会内)	・受付時間・月曜日~金曜日(8:30~17:00)

7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途消防計画にのっとり対応を行います					
	別途定める「消防	別途定める「消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定し				
避難訓練及び	た避難訓練を行い	ます。				
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等		
	スプリンクラー あり 屋内消火栓 なし					
	自動火災報知機 あり 非常誘導口 2箇所					
	誘導灯 4箇所 補助散水栓 1箇所					
	消火器	2本				
	カーテン、布団などは防炎性能のあるものを使用しています。					
消防計画など	菊池広域消防本部への届出日:令和7年1月1日					
	防火管理者: 蒲	防火管理者: 蒲池 秀明				

8 緊急時・事故発生時等における対応方法

- ① ご利用者に病状の急変・事故等などがあった場合は、速やかにご利用者の緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。尚、ご家族等にご連絡が取れない際は、事業所にて判断致します。
- ② ご利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って対応し、損害賠償を行うものとします。ただし、当事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

+ W E	病院名及び 所在地		
主治医	所任地		
	氏名		
	電話番号		
緊急連絡先 (家	氏名 (続柄)	()
L. C. C. C. C.			

// = · = · · · · · /	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, , ,
族等)	住 所	
	電話番号	

9 協力医療機関等

医療機関の名称	診療科	所 在 地	電 話 番 号
武蔵ヶ丘病院	総合	熊本市北区楠7丁目15番1号	(096)339-1161
菊陽病院	精 神 科	菊池郡菊陽町原水 5587	(096)232-3171
河野内科クリニック	内 科	菊池郡菊陽町津久礼 3011-4	(096)233-1717
菊陽台病院	整形外科	菊池郡菊陽町久保田 2984	(096)232-1191

_	上記重要事項の説明を行った	: Z	とを証するため、	本書を2通作成し、	ご利用
者、	事業者が署名捺印のうえ、	各]	1通を保有するも	っのとします。	

令和 年 月 日

 社会福祉法人
 豊 生 会

 理 事 長
 石村 光宏

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 デイサービスセンターでまり 説明者職名 デイサービス生活相談員

氏 名 土野 早桃美 即

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

また、「てまり」利用期間中、サービス計画の作成・実施等において、私及び 私の家族の個人情報を用い、職員間で共有することに同意します。

ご利用者	住 所	
	氏 名	<u>(f)</u>
代理人	住	
87	氏 名	<u>(ii)</u>
ご家族等	住	
	氏 名	(II)